

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 6 月 15 日付鳥取県告示第 525 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

池谷惣四郎	岩美郡岩美町大字荒金字上オノ木 682（次の図に示す部分に限る。）
池谷 栄造	〃
岩崎 長吉	〃
岡本 鹿藏	〃
岡本豊太郎	〃
加納 友藏	〃
加納和太郎	〃
加納 益藏	〃
加納 常藏	〃
加納 善造	〃
加納文治郎	〃
加納 三郎	〃
加納 寅造	〃
加納 一	〃
加納忠太郎	〃
加納 吉藏	〃
加納 佐太	〃
小林 重治	〃
小林治郎造	〃
小林丈四郎	〃
小林 金光	〃
小林與太郎	〃

北村繁太郎	〃
北村菊太郎	〃
北村千嘉藏	〃
北村 亀吉	〃
北村豊太郎	〃
北村 秀藏	〃
北村 義和	〃
北村 音藏	〃
北村 善吉	〃
北村藤太郎	〃
北村重太郎	〃
北村 直藏	〃
笹尾米太郎	〃
炭山 鹿藏	〃
谷岡 とみ	〃
谷口 よし	〃
西垣てる子	〃
西垣 林藏	〃
西川 富藏	〃
西川吉太郎	〃
西山藤三郎	〃
橋本栄太郎	〃
橋本 長六	〃
山本 藤造	〃
山本千賀造	〃
山本作太郎	〃
山口莊太郎	〃
山下市太郎	〃
山下吉太郎	〃
山脇 国造	〃
みつい開発 株式会社	岩美郡岩美町大字浦富字大清水堤谷 2989
〃	岩美郡岩美町大字浦富字大清水堤谷 2990

高田 莊藏	岩美郡岩美町大字浦富字轟キ 3000
上野竹次郎	岩美郡岩美町大字浦富字田井坂 3051
〃	岩美郡岩美町大字浦富字ハゲノ前 3054
〃	岩美郡岩美町大字浦富字ハゲノ前 3055

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中尾 豊弘	岩美郡岩美町大字外邑字滝谷下側 571
-------	---------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全
課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課